

2024年4月10日

購入先各位

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
品質・環境本部
グローバル調達本部

EU オゾン層破壊物質規則とフッ素化温室効果ガス規則改正についてのご連絡

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

『化学物質管理ランク指針 Ver.14(製品版)』(以下、ランク指針) 禁止物質レベル1の参照法令のうち、EU の2つの規則が、2024年2月20日に改正されました。

番号	改正前	改正後
1	EU オゾン層破壊物質規則 (Regulation (EC) No 1005/2009)	EU オゾン層破壊物質規則 (Regulation (EU) 2024/590)
2	EU フッ素化温室効果ガス規則 (Regulation (EU)No 517/2014)	EU フッ素化温室効果ガス規則 (Regulation (EU) 2024/573)

法令は改正され、規制内容は厳しくなりますが、ランク指針においては、個別製品の地球温暖化係数(GWP)規制値の記載はしていないため、ランク指針の改定は行いません。改正後の法令名称に読み替えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

購入先様におかれましては、ご理解を賜りますとともに、併せて下記お願い事項に関しましてもご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

購入先様へのお願い

EU フッ素化温室効果ガス規則(Regulation (EU) 2024/573)においては、ハイドロ・フルオロ・カーボン(HFC)に対し、許容するGWPを150と低く設定するようになった例が多く見られます。

この改正により、現在も多くの製品で用いられているHFC-32(R32)のGWPは675であることから、今後使用できなくなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上